

東北学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程

平成7年4月1日制定第2号

改正 平成11年4月1日
平成19年4月1日
平成23年4月1日
平成29年10月12日改正第132号
平成29年12月26日改正第188号
令成5年12月20日改正第218号

(趣旨)

第1条 この規程は、東北学院大学（以下「本学」という。）の学部並びに大学院博士課程前期課程及び修士課程における教育、研究及び授業内容の充実を図ることにより、本学大学院学生の教育経験と奨学に寄与することを目的とし、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 TAは、授業を担当する教員の指示に従い、授業を補助するため、次の業務を行う。

- (1) 博士課程前期課程又は修士課程の授業に関わる教育補助的業務
- (2) 学部の授業に関わる教育補助的業務
- (3) その他前2号に準じる業務で研究科委員会及び大学院委員会が定める事項

2 前項に定めるTAの業務は、授業を実施する教室において、担当教員を補助することを原則とする。

(採用手続)

第3条 TAとして採用されることを希望する大学院学生は、指導教員が当該学生の学業の妨げにならないと判断した場合、採用候補者として登録される。

2 授業担当教員は、その授業にTAによる補助を希望するとき、所属学部の学部長又は所属研究科の研究科長を通して、大学院委員会委員長に申し出ることができる。

3 採用候補者として登録された大学院学生が前項の授業の補助業務を遂行するのに適格であると判断される場合、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、当該学生をTAとして採用する。

4 採用候補者が学部の授業の補助を担当する場合、前項の決定に先立ち、採用候補者の所属する専攻の専攻主任及び当該授業を開講している学科の学科長が協議し、補助業務を担当する授業についての調整を行うものとする。

5 種々の事情により補助業務を担当する授業を変更することが適当と判断される場合、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、TAの担当授業を変更することができる。

6 種々の事情により、同一授業においてTAを交代させることが必要であると判断される場合、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、当該TAを、登録されている他の採用候補者と交代させることができる。

7 前2項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合には、研究科長、専攻主任及び授業開講学科の学科長の協議に基づいて、TAの担当授業を変更又はTAを他の採用候補者と交代させることができる。ただし、この緊急措置を行った場合、最も近い時期に開催される研究科委員会及び大学院委員会において承認を受けるものとする。

(雇用期間)

第4条 TAの雇用期間は、当該年度限りとする。ただし、本学大学院在学中に限り、雇用契約の期間を更新することができる。

2 TAの採用の時期は、原則として4月又は10月とする。

(勤務時間)

第5条 TAの1週間の担当時間数は、博士課程前期課程又は修士課程在学者については3コマ（6時間）以内、博士課程後期課程在学者については4コマ（8時間）以内とする。

(手当)

第6条 TAに支給される給与及び支払方法については、学校法人東北学院学生スタッフに関する就業規則第16条を適用する。

(解雇)

第7条 TAとして雇用された学生が、研究科委員会及び大学院委員会によって、その適格性を欠くと判断された場合、当該学生を解雇することができる。

(報告の義務)

第8条 TAを活用した担当教員は、年間の活用状況を、年度末に研究科委員会及び大学院委員会に報告しなければならない。

(守秘義務)

第9条 TAは、職務上知り得た秘密を漏えいしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(職歴の取扱い)

第10条 TAとして雇用されていた期間は、本学の諸規程において教育歴としては扱わない。

(研修)

第11条 TAは、TAの役割や基本的な心構え、業務内容を理解するため本学が実施する研修を受講するものとする。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成7年(1995年)4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日)

この規程は、平成11(1999)年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この規程は、平成19(2007)年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この規程は、平成23(2011)年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月12日改正第132号)

この規程は、平成29(2017)年10月12日から施行する。

附 則(平成29年12月26日改正第188号)

この規程は、平成29(2017)年12月26日から施行する。

附 則(令和5年12月20日改正第218号)

この規程は、2023年12月20日から施行し、2023年4月1日から適用する。

東北学院大学研究スタッフに関する規程

平成20年4月1日制定第5号

改正 平成29年12月26日改正第193号

平成31年1月30日改正第7号

令和6年1月24日改正第7号

(目的)

第1条 この規程は、東北学院大学(以下「本学」という。)が行う研究プロジェクト等に、優秀な本学大学院博士課程後期課程修了者、博士課程後期課程在学者等を研究スタッフとして参加させ、本学における学術研究活動に対する支援体制を一層充実させることを目的とする。

(研究プロジェクト等の適用範囲)

第1条の2 この規程は、科学研究費補助金による研究、学外諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究、その他本学が認めた研究プロジェクト等に適用する。

2 前項における研究プロジェクト等には、本学全体が行うもののほか、研究科、学部、研究所等の